**３　波動性に対応した労働力の確保・職業紹介　　　　（法第８条関係）**

　　 各事業主において、常用港湾労働者の計画的採用や教育訓練により、高い技能を有する労働力を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、港湾運送の波動性に対応するために、やむを得ず企業外労働力を活用しなければならない場合は、以下の順位により雇用を行ってください。

公共職業安定所は、港湾運送の業務に関する職業紹介については、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して、迅速かつ的確に行うよう努めなければならないものとされています。

　**〈ステップ１〉　港湾労働者派遣制度を利用した派遣労働者の活用**

「港湾労働者雇用安定センター」に派遣あっ旋申込みを行い、他の港湾運送事業主に雇用される常用労働者を派遣労働者として受け入れる。

**〈ステップ２〉　ハローワークの紹介による日雇求職者の活用**

　　ステップ１の派遣あっ旋が成立しなかった場合は、ハローワークに日雇労働者の求人申込みを行う。ハローワークでは登録日雇求職者の中から適格なものを紹介する。

　**〈ステップ３〉　ハローワークの紹介によらない日雇求職者の活用（直接雇用）**

ステップ２で適格な日雇求職者の紹介を受けることができなかった場合には、**例外的に**、ハローワークに日雇労働者雇用届を**提出した後**、事業主が直接募集し雇用した日雇労働者を活用する。

　　上記以外の方法、具体的には、港湾派遣以外の派遣労働者、出向の形態を擬した事実上の派遣、荷役機械リースに付随するリース会社のオペレーターの活用等による企業外労働力の活用が禁止されています。

ステップ１の港湾派遣のあっ旋申込みについては、港湾労働者雇用安定センターへ、ステップ２以降についてはハローワーク（港湾労働課）にお問い合わせください。

 -15-